

# 冊子1

令和 3 年 5 月

## 定例教育委員会

---

1

長崎県教育委員会



# 5月定例会（1）

開催日時 令和3年5月26日（水） 14時00分

開催場所 県庁行政棟「教育委員会室」

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 議 題

- 第4号議案  
令和4年度長崎県公立高等学校入学者選抜の基本方針について (高校教育課)
- 第5号議案  
令和4年度長崎県立中学校入学者選抜の基本方針について (高校教育課)
- 第6号議案  
令和4年度長崎県立特別支援学校幼稚部、高等部及び高等部専攻科の入学者選考について (特別支援教育課)

4 報 告

- (1) 令和2年度に実施された監査の結果及び措置状況について (総務課)
- (2) 令和4年度長崎県公立学校教員採用選考試験について (高校教育課)
- (3) 令和2年度体罰に係る実態把握調査結果（公立学校分）について (義務教育課・高校教育課)
- (4) 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」における県教育委員等の学校訪問について (児童生徒支援課)
- (5) 県立長崎図書館による大学との連携事業の実施について (長崎図書館)



## 令和4年度長崎県公立高等学校入学者選抜の基本方針について

### (提案理由)

令和4年度長崎県公立高等学校の入学者を選抜するに当たって、その基本方針を定めようとするものである。

### (内 容)

#### 1 入学者の選抜について

- (1) 入学者の選抜は、特に定める場合を除き、調査書その他必要な書類、および各高等学校長が定めた検査の結果等を資料として総合的に行うものとする。
- (2) 調査書の取扱いについては、教科の評定に偏ることなく、観点別学習状況、その他の記載事項についても十分尊重する。

#### 2 学力検査問題について

- (1) 前期選抜の基礎学力検査問題、後期選抜の学力検査問題は、次の基準により県教育委員会が作成する。
  - ① 学習指導要領に基づき、中学校修了程度とする。
  - ② 基礎的・基本的な問題を中心に出题するが、単なる知識を問うものに偏ることがないように配慮し、思考力・判断力・表現力を検査できるような問題とする。
- (2) 全日制課程及び定時制課程昼間部における前期選抜の基礎学力検査の実施教科は、国語、数学、英語の3教科とし、後期選抜の学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（聞き取りテストを含む）の5教科とする。

また、定時制課程（昼間部を除く）の検査は、作文及び面接を原則とする。

#### 3 入学者選抜方法について

- (1) 全日制課程及び定時制課程昼間部に係る前期選抜について
  - ① 全日制課程及び定時制課程昼間部の全学科において、特色選抜と文化・スポーツ特別選抜の両方、又は、特色選抜のみを実施する。
  - ② 前期選抜における募集定員は、全募集定員の5%から50%の範囲で各高校が学科別に定める。
  - ③ 特色選抜は、各高校が示す育成したい生徒像・求める生徒像を理解し、当該高校で学ぶ意欲を持つ者が志願する。文化・スポーツ特別選抜は、文化・スポーツの各種大会等で優れた実績を有する者又は部活動で優れた資質や能力を有する者で、入学後も継続的に活動を希望する者が志願する。

- ④ 調査書その他必要な書類のほか、基礎学力検査、面接、プレゼンテーション、実技、作文・小論文・総合問題（文化・スポーツ特別選抜はプレゼンテーションを除く）の中から各高校が選択して実施する検査の結果を資料として選抜を行う。なお、検査方法は、複数の方法を選択することができる。また、調査書その他必要な書類及び各高校で定めた検査について、各高校でそれぞれの比重を定めて選抜を行う。

(2) 全日制課程及び定時制課程昼間部に係る後期選抜について

- ① 全日制課程及び定時制課程昼間部の全学科において実施する。  
② 後期選抜における募集定員は、全募集定員から前期選抜合格者数を減じた数とする。  
③ 調査書その他必要な書類のほか、学力検査、及び面接の結果を資料として選抜を行う。なお、調査書その他必要な書類、学力検査、面接について、各高校でそれぞれの比重を定めて選抜を行う。  
④ 帰国生徒・外国籍生徒を対象に、志願者の申出により日本語習得の状況や学校制度の違いを配慮して、日本語又は外国語（英語又は中国語）による作文及び面接を実施することができる。ただし、定員は、実情に応じて、募集定員を超えて若干名とする。

(3) 定時制課程（昼間部を除く）に係る選抜について

定時制課程（昼間部を除く）の入学者選抜は、同一学校をⅠ期選抜・Ⅱ期選抜の日程に分離して実施する。Ⅰ期選抜の定員は、学科の募集定員の70%とする。なお、Ⅱ期選抜の定員は、Ⅰ期選抜の合格者数を減じた数とする。

(4) 通信制課程に係る選抜について

通信制課程の入学者選抜は、提出された書類の審査により行う。

(5) 連携型中高一貫教育に係る選抜について

連携型中高一貫教育に係る入学者選抜は、入学願書、課題レポート及び当該高校で実施する作文・小論文、面接の結果を資料として行うことを原則とする。なお、選抜日程は、全日制課程及び定時制課程昼間部に係る後期選抜の日程に準じて行う。

(6) 離島留学特別選抜について

離島留学特別選抜は、入学願書、調査書、離島留学申請書及び当該高校が定めた検査（全日制課程及び定時制課程昼間部に係る前期選抜における特色選抜に準ずる）の結果を資料として行う。なお、定員不充足の場合は、離島留学特別選抜における合格者数を除いた人員について改めて募集し、選抜は、後期選抜に準じて行う。

#### 4 入学者選抜日程について

(1) 前期選抜

・入学願書受付期間

令和4年1月13日（木）から

令和4年1月19日（水）まで

・検査

令和4年2月 2日（水）

（ただし、2日間で実施する場合は、

2月2日（水）・3日（木）の両日とする。）

- ・合格者発表 令和4年2月 9日 (水)
- (2) 後期選抜
  - ・入学願書受付期間 令和4年2月17日 (木) から  
令和4年2月24日 (木) まで
  - ・学力検査 令和4年3月 8日 (火)・9日 (水)
  - ・合格者発表 令和4年3月16日 (水)
- (3) 定時制課程 (昼間部を除く) に係る選抜
  - ・I期選抜入学願書受付期間 令和4年2月17日 (木) から  
令和4年2月24日 (木) まで
  - ・I期選抜の検査 令和4年3月 8日 (火)  
(ただし、学力検査を実施する場合は、  
3月8日 (火)・9日 (水)の両日とする。)
  - ・I期選抜の合格者発表 令和4年3月16日 (水)
  - ・II期選抜入学願書受付期間 令和4年3月16日 (水) から  
令和4年3月23日 (水) まで
  - ・II期選抜の検査 令和4年3月25日 (金)
  - ・II期選抜の合格者発表 令和4年3月29日 (火)
- (4) 通信制課程に係る選抜
  - ・入学願書受付期間 令和4年3月 2日 (水) から  
令和4年3月30日 (水) まで
  - ・入学内定者通知 令和4年4月 5日 (火) までに通知する。
- (5) 連携型中高一貫教育に係る選抜
  - ・入学願書受付期間 令和4年2月17日 (木) から  
令和4年2月24日 (木) まで
  - ・検査 令和4年3月 8日 (火)  
(ただし、学力検査を実施する場合は、  
3月8日 (火)・9日 (水)の両日とする。)
  - ・合格者発表 令和4年3月16日 (水)
- (6) 離島留学特別選抜
  - ・入学願書受付期間 令和4年1月13日 (木) から  
令和4年1月19日 (水) まで
  - ・検査 令和4年2月 2日 (水)  
(ただし、2日間で実施する場合は、  
2月2日 (水)・3日 (木)の両日とする。)
  - ・合格者発表 令和4年2月 9日 (水)

## 5 その他

入学者選抜についての具体的方法は、別に定める「令和4年度長崎県公立高等学校入学者選抜実施要領」による。

## 令和4年度長崎県立中学校入学者選抜の基本方針について

### (提案理由)

令和4年度長崎県立中学校の入学者を選抜するに当たって、その基本方針を定めようとするものである。

### (内 容)

#### 1 入学者の選抜について

入学者の選抜は、適性検査、作文及び面接の結果並びに調査書その他必要な書類を資料として、志願者の適性を総合的に判断して行うものとする。

#### 2 検査について

(1) 実施する検査は、適性検査、作文及び面接とする。

(2) 検査の配点は、適性検査を130点、作文を70点とし、合わせて200点満点とする。

(3) 適性検査及び作文は次のような問題とし、県教育委員会が作成する。

- ① 適性検査は、学校での生活や家庭や身の回りのことなどをテーマとして、学習指導要領に沿った、問題発見・解決能力、思考力、判断力及び表現力等、小学校教育において身に付けた総合的な力をみる。
- ② 作文は、与えられた課題について、読み取ったことや考えたり感じたりしたことをまとめ、文章で表現する力をみる。

(4) 面接は、集団面接とする。

#### 3 入学者選抜日程について

入学願書受付期間	令和3年12月 8日(水)～12月14日(火)
適性検査、作文、面接	令和4年 1月 9日(日)
入学予定者の通知	令和4年 1月17日(月)まで
入学意思確認書提出期間	令和4年 1月17日(月)～ 1月21日(金)

#### 4 その他

入学者選抜についての具体的方法は、別に定める「令和4年度長崎県立中学校入学者選抜実施要領」による。



令和4年度長崎県立特別支援学校幼稚部、高等部  
及び高等部専攻科の入学者選考について

(提案理由)

令和4年度長崎県立特別支援学校幼稚部、高等部及び高等部専攻科の入学者選考について、次のとおり定めようとするものである。

(内 容)

1 令和4年度長崎県立特別支援学校入学者選考について

調査書等の書類、学力検査、面接及びその他必要な検査等の結果を資料とし、総合的に選考する。

(1) 入学者選考にかかる日程等について(虹の原特別支援学校高等部就業サービス科及び希望が丘高等特別支援学校を除く。)

ア 日程

(ア) 入学願書受付期間

令和4年2月17日(木)～2月24日(木)

(イ) 入学者選考検査

令和4年3月8日(火)・9日(水) 2日間

※上記のいずれか1日で実施する学校もある。

(ウ) 合格者発表

令和4年3月16日(水)

イ 募集定員

各高等部の募集定員は、令和3年10月及び12月に実施する「進学希望状況調査」等をもとに、令和4年1月に定める。

ウ その他

(ア) 日程については、長崎県立高等学校全日制課程後期選抜に準じて実施する。

(イ) 合格者の人数が募集定員に満たない場合は、二次募集を行う。

(2) 虹の原特別支援学校高等部就業サービス科及び希望が丘高等特別支援学校の  
入学者選考にかかる日程等について

ア 日程

(ア) 入学願書受付期間

令和3年12月6日(月)～12月10日(金)

(イ) 入学者選考検査

虹の原特別支援学校高等部就業サービス科

令和4年1月14日(金) 1日間

希望が丘高等特別支援学校

令和4年1月13日(木)・14日(金) 2日間

(ウ) 合格者発表

令和4年1月21日(金)

イ 募集定員

(ア) 虹の原特別支援学校高等部就業サービス科 8名

(イ) 希望が丘高等特別支援学校 32名

ウ その他

(ア) 合格者の人数が募集定員に満たない場合は、二次募集を行う。

(イ) 不合格となった者については、特別支援学校高等部普通科を志願できる。

# 報 告 事 項 ( 1 )

総務課

件 名	令和 2 年度に実施された監査の結果及び措置状況について
概 要	<p><b>1 監査の結果</b></p> <p><u>(1) 令和 2 年度普通会計定期監査 (後期) (資料① 2 頁～2 2 頁)</u></p> <p>① 監査実施期間 令和 2 年 9 月 8 日～令和 3 年 2 月 1 5 日</p> <p>② 監査対象機関 実地監査 2 6 (地方機関 1、教育機関 1、県立学校 2 4) 書面監査 4 8 (地方機関 1、県立学校 4 7)</p> <p>③ 監査対象期間 実地監査 令和元年度～実地監査日 書面監査 令和元年度</p> <p>④ 結 果 指 摘 1 6 件 収入に関すること (県立学校 1 件) 予算の執行に関すること (県立学校 1 件) 契約に関すること (県立学校 9 件) 物品に関すること (県立学校 4 件) 財産の管理に関すること (県立学校 1 件)</p> <p>意 見 2 件 燃料類の単価契約について 他</p> <p>指 導 5 4 件</p> <p><u>(2) 令和 2 年度財政援助団体等監査 (資料① 2 3 頁～4 6 頁)</u></p> <p>① 監査実施期間 令和 2 年 9 月 3 日～令和 3 年 1 月 2 9 日</p> <p>② 監査対象機関 宗教法人 カトリック長崎大司教区、 長崎県高等学校体育連盟、長崎県中学校体育連盟</p> <p>③ 監査対象期間 令和元年度</p> <p>④ 結 果 指 摘 1 件 立替払いに係る請求者の受領書について</p> <p>指 導 1 件 夕食代に係る本部経費の支出根拠について</p> <p><u>(3) 令和 2 年度包括外部監査 (資料① 4 7 頁～1 0 2 頁)</u></p> <p>① 監 査 テ ー マ 長崎県の補助金事務の執行について</p> <p>② 監査対象事務 令和元年度の補助事業のうち、補助金額が 5 0 0 万円以上かつ県単独事業かつ市町以外が補助事業者となっている補助事業</p> <p>③ 監査対象期間 令和元年度</p> <p>④ 結 果 指 摘 1 0 件 仕入れに係る消費税相当額の報告について 他</p> <p>意 見 1 3 件 交付申請書に添付すべき書類について 他</p>

## 2 監査の結果にかかる措置状況

監査結果に対する措置状況等について、資料②のとおり

なお、措置状況については、地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、監査委員へ通知します。

# 報 告 事 項 ( 2 )

高校教育課

件 名	令和4年度長崎県公立学校教員採用選考試験について				
概 要	1 採用予定者数 (選考を行う校種・職及び教科・科目等)				
	校種・職	4年度採用予定者数	3年度採用予定者数	教科・科目等別採用予定者数	
	小学校教諭	235	220	一般受験 (231) 離島枠 (4)	
	中学校教諭	105	90	国語 (18)、社会 (9)、数学 (9)、理科 (14)、音楽 (12)、美術 (7)、保健体育 (10)、技術 (7)、家庭 (8)、英語 (11)	
	高等学校教諭	55	50	国語 (5) 地理歴史 [世界史 (2)・日本史 (3)・地理 (1)] 公民 (1) 数学 (7) 理科 [物理 (1)・化学 (3)・生物 (2)・地学 (1)] 保健体育 (4) 芸術 [音楽 (1)・美術 (1)] 英語 (8) 家庭 (3) 農業 [栽培] (1) 工業 [機械 (3)・電気 (3)・土木 (1)] 商業 (1) 情報 (3)	
	特別支援学校教諭	45	45	小学部	(22)
				中学部	(23)
				高等部	
	養護教諭	20	20		
合 計	460	425			

※障害者特別採用選考（採用予定者数 20 名）は、一般選考とは分けて選考を行う。

※第 1 次試験

時 間		9:00		9:50 10:40		11:30		12:00 12:50		
校種・職										
小 学 校 教 諭	受 付 教 職 ・ 一 般 教 養 (50) 諸 注 意	休 憩	専 門 教 科 ・ 科 目 (80)				昼 食			
中 学 校 教 諭			専 門 教 科 ・ 科 目 (80)							
音・美・保体			専 門 教 科 ・ 科 目 (50)					オリエンテーショ ン	実 技	
英 語			専 門 教 科 ・ 科 目 (80)					英 会 話 力 テ ス ト		
高 等 学 校 教 諭			専 門 教 科 ・ 科 目 (80)							
音・美・保体			専 門 教 科 ・ 科 目 (50)					オリエンテーショ ン	実 技	
英 語			専 門 教 科 ・ 科 目 (80)					英 会 話 力 テ ス ト		
特 別 支 援 学 校 教 諭			特 A	専 門 教 科 ・ 科 目 (80)						
			特 B	出 願 時 に 希 望 し た 教 科 ・ 科 目 と 同 じ (実 技 も 含 む)				出 願 時 に 希 望 し た 教 科 ・ 科 目 と 同 じ (実 技 も 含 む)		
養 護 教 諭			専 門 教 科 ・ 科 目 (80)							

2 出願手続

(1) 出願方法

原則としてインターネットを利用した電子申請で出願すること。電子申請で出願できない場合は、郵送も可とする。

ただし、小学校・中学校本免申請者で、関東・関西会場での受験を希望する者は、郵送で出願すること（関東・関西会場受験希望者の電子申請は不可）。

(2) 出願期間

令和 3 年 5 月 17 日（月）午前 10 時～ 5 月 27 日（木）午後 5 時まで

※ 郵送の場合は 5 月 27 日（木）までの消印有効

ただし、小学校・中学校本免申請者で、関東・関西会場での受験を希望する者は以下の期間とする（郵送のみ）。

令和 3 年 5 月 17 日（月）～ 8 月 20 日（金）消印有効

3 要項等交付開始日 令和 3 年 5 月 7 日（金）

長崎県教育庁高校教育課のホームページに掲載

※ 郵送も可（長崎県教育庁高校教育課への申込み）

#### 4 試験日程

##### (1) 第1次試験

○実施日 令和3年7月11日(日)

○場 所 県立長崎西高等学校、県立長崎工業高等学校、県教育センター

##### (2) 第2次試験

○A日程 実施日：令和3年8月17日(火)

場 所：県教育センター

内 容：適性検査・小論文

○B日程 実施日：令和3年8月26日(木)～9月6日(月)のうち、1日を指定して実施する。

ただし、中学校の「技術」・「家庭」、高等学校の「家庭」受験者は、実技適性試験実施のため2日間を指定する。

場 所：県教育センター

内 容：個人面接（高等学校英語受験者は、英語による質疑応答を含む。）

※ 教科に関する課題面接を含む（養護教諭受験者を除く全受験者を対象とする。）

※ 児童生徒への対応・技能等に関する課題面接を含む（養護教諭受験者のみ対象とする。）

実技適性試験（中学校「技術」・「家庭」、高等学校「家庭」受験者のみ。）

適性検査（本務者免除申請者のみ。）

○C日程 実施日：令和3年9月11日(土)、9月12日(日)

小学校・中学校本免申請者で、関東・関西会場での受験を希望する者対象

場 所：関東会場 八洲学園大学会議室（神奈川県横浜市）

関西会場 兵庫国際交流会館（兵庫県神戸市）

※ 会場はいずれも予定

内 容：適性検査 ※ オンライン実施

個人面接（教科に関する課題面接を含む）

#### 5 採用候補者名簿登載及び内定通知

令和3年10月8日(金)頃の予定

6 令和3年度採用予定者数と過去6年間の2次合格者数（実績）

校種・職	年度	令和4年度 (予定)	令和3年度	令和2年度	平成31年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
小学校教諭		235	229	235	226	235	184	140
中学校教諭		105	90	82	71	62	50	85
高等学校教諭		55	52	50	49	47	54	51
特別支援学校教諭		45	47	48	50	57	56	37
養護教諭		20	20	25	30	32	32	35
合計		460	438	440	426	433	376	348
(実質競争倍率)		—	2.6倍	2.6倍	3.1倍	3.3倍	4.2倍	4.6倍

(実質競争倍率) = 受験者数 ÷ 2次合格者数



# 報 告 事 項 ( 3 )

義務教育課・高校教育課

件 名	令和2年度体罰に係る実態把握調査結果（公立学校分）について																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
概 要	<p>1 期間・内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">期間</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年4月 1日 ～ 令和3年3月31日</td> <td>令和2年度末に実施した教職員・児童生徒・保護者への調査のほか、教職員の申告や児童生徒・保護者の訴え等により体罰と認知し、教育委員会による懲戒処分・訓告等を行った事案及び校長による指導を行った事案</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 体罰により懲戒処分及び指導を受けた教職員数 (人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">小学校</th> <th colspan="2">中学校</th> <th colspan="2">高等学校</th> <th colspan="2">特別支援学校</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>R2年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R1年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl;">教 委 対 応</td> <td>懲戒処分</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>訓告等</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>計…①</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>校長指導…②</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>24</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>当該教職員数 (上記①+②)</td> <td>12</td> <td>17</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>30</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>当該件数(件)</td> <td>12</td> <td>17</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>30</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 体罰を受けた児童生徒数 (人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">小学校</th> <th colspan="2">中学校</th> <th colspan="2">高等学校</th> <th colspan="2">特別支援学校</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>R2年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R1年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体罰を受けた児童生徒数</td> <td>27</td> <td>27</td> <td>17</td> <td>45</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>52</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>うち負傷した児童生徒数</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 体罰の状況 (件)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">小学校</th> <th colspan="2">中学校</th> <th colspan="2">高等学校</th> <th colspan="2">特別支援学校</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>R2年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R1年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>授 業 中</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>14</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>部 活 動 中</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>休み時間・放課後</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12</td> <td>17</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>30</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 体罰の態様 (件)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">小学校</th> <th colspan="2">中学校</th> <th colspan="2">高等学校</th> <th colspan="2">特別支援学校</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>R2年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R1年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>素手で叩く</td> <td>4</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>棒などで叩く</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>投げる・転倒させる</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>叩く及び蹴る等</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>16</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12</td> <td>17</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>30</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 体罰把握のきっかけ (件)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">小学校</th> <th colspan="2">中学校</th> <th colspan="2">高等学校</th> <th colspan="2">特別支援学校</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>R2年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R1年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教職員の申告</td> <td>4 ( 4 )</td> <td>4 ( 2 )</td> <td>8 ( 2 )</td> <td>8 ( 5 )</td> <td>2 ( 0 )</td> <td>0 ( 0 )</td> <td>0 ( 0 )</td> <td>1 ( 0 )</td> <td>14 ( 6 )</td> <td>13 ( 7 )</td> </tr> <tr> <td>児童生徒・保護者の訴え</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>14</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12</td> <td>17</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>30</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「教職員の申告」欄の( )の中については、教職員の申告及び児童生徒・保護者の訴えによるもので、上の数字の内数</p>	期間	内容	令和2年4月 1日 ～ 令和3年3月31日	令和2年度末に実施した教職員・児童生徒・保護者への調査のほか、教職員の申告や児童生徒・保護者の訴え等により体罰と認知し、教育委員会による懲戒処分・訓告等を行った事案及び校長による指導を行った事案		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計		R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	教 委 対 応	懲戒処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	訓告等	1	2	2	5	3	1	0	0	6	計…①	1	2	2	5	3	1	0	0	6	校長指導…②	11	15	9	10	4	5	0	1	24	31	当該教職員数 (上記①+②)	12	17	11	15	7	6	0	1	30	39	当該件数(件)	12	17	11	15	7	6	0	1	30	39		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計		R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	体罰を受けた児童生徒数	27	27	17	45	8	6	0	1	52	79	うち負傷した児童生徒数	3	2	3	3	0	0	0	0	6	5		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計		R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	授 業 中	9	12	1	4	4	1	0	1	14	18	部 活 動 中	0	0	4	5	1	3	0	0	5	8	休み時間・放課後	3	3	2	2	0	2	0	0	5	7	そ の 他	0	2	4	4	2	0	0	0	6	6	計	12	17	11	15	7	6	0	1	30	39		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計		R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	素手で叩く	4	9	4	6	2	4	0	1	10	20	棒などで叩く	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	投げる・転倒させる	2	2	0	3	0	0	0	0	2	5	叩く及び蹴る等	0	0	1	1	1	0	0	0	2	1	そ の 他	6	6	6	5	4	2	0	0	16	13	計	12	17	11	15	7	6	0	1	30	39		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計		R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	教職員の申告	4 ( 4 )	4 ( 2 )	8 ( 2 )	8 ( 5 )	2 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	1 ( 0 )	14 ( 6 )	13 ( 7 )	児童生徒・保護者の訴え	6	10	3	5	5	5	0	0	14	20	そ の 他	2	3	0	2	0	1	0	0	2	6	計	12	17	11	15	7	6	0	1	30	39
期間	内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
令和2年4月 1日 ～ 令和3年3月31日	令和2年度末に実施した教職員・児童生徒・保護者への調査のほか、教職員の申告や児童生徒・保護者の訴え等により体罰と認知し、教育委員会による懲戒処分・訓告等を行った事案及び校長による指導を行った事案																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
教 委 対 応	懲戒処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	訓告等	1	2	2	5	3	1	0	0	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	計…①	1	2	2	5	3	1	0	0	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
校長指導…②	11	15	9	10	4	5	0	1	24	31																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
当該教職員数 (上記①+②)	12	17	11	15	7	6	0	1	30	39																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
当該件数(件)	12	17	11	15	7	6	0	1	30	39																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
体罰を受けた児童生徒数	27	27	17	45	8	6	0	1	52	79																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
うち負傷した児童生徒数	3	2	3	3	0	0	0	0	6	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
授 業 中	9	12	1	4	4	1	0	1	14	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
部 活 動 中	0	0	4	5	1	3	0	0	5	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
休み時間・放課後	3	3	2	2	0	2	0	0	5	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
そ の 他	0	2	4	4	2	0	0	0	6	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
計	12	17	11	15	7	6	0	1	30	39																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
素手で叩く	4	9	4	6	2	4	0	1	10	20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
棒などで叩く	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
投げる・転倒させる	2	2	0	3	0	0	0	0	2	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
叩く及び蹴る等	0	0	1	1	1	0	0	0	2	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
そ の 他	6	6	6	5	4	2	0	0	16	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
計	12	17	11	15	7	6	0	1	30	39																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度	R1年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
教職員の申告	4 ( 4 )	4 ( 2 )	8 ( 2 )	8 ( 5 )	2 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	1 ( 0 )	14 ( 6 )	13 ( 7 )																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
児童生徒・保護者の訴え	6	10	3	5	5	5	0	0	14	20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
そ の 他	2	3	0	2	0	1	0	0	2	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
計	12	17	11	15	7	6	0	1	30	39																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

7 主な事案の概要

概要

No.	校種	体罰時の状況及び体罰の態様	体罰を受けた児童・生徒の状況及び人数		当該教員数
			状況	人数	
1	小学校	個別指導を行っていた際、学習への関心を向けさせようとするが、被害児童が当該教諭へ「ばか」などの発言をしたり、指を握って強く反らせるなどしたため、始めは言葉による静止を行ったが行為が止まず、大声で叱責するとともに、臀部を平手で3回叩く行為に至った。その後、被害児童に痛みをわからせようとつねる行為も行った。	傷害なし	1	1
2	中学校	授業中、被害生徒の姿勢が悪かったため、本人の了解をとり、腰部分と椅子をひもで結ぶ行為を行った。その後3回、他の生徒に頼んで被害生徒の体をひもで椅子に固定している。	傷害なし	1	1
3	高等学校	体育の授業で着用が認められていないインナーシャツを着ていた当該生徒に指導中、胸を押し、生徒が持っていたジャージを取って頭を叩いた。また、当該生徒の腕をつかみながら体育倉庫に移動し、不適切な発言をした。	傷害なし	1	1
上記以外の事案		小学校 0名 (0件) 中学校 1名 (1件) 高等学校 2名 (2件) 特別支援学校 0名 (0件) 計 3名 (3件)	3件の態様については、上記3件 (No.1~No.3) と同等程度のもの		
合計 6名(6件)					

No.	校種	体罰時の状況及び体罰の態様	体罰を受けた児童・生徒の状況及び人数		当該教員数
			状況	人数	
1	小学校	児童の発言に対して感情的になった当該教諭が被害児童の首をつかみ、引きずるように別の教室へ連れて行き、床に引き倒した。	擦り傷 首が赤くなる	1	1
2	小学校	学級のルールを守っていない児童に対して感情を抑えきれず、被害児童の机を蹴って威嚇した後、右肩を押ししたところ、児童がバランスを崩し、転倒した。	右手首若 木骨折	1	1
3	中学校	部活動でのトレーニング中、被害生徒の姿勢、腰の位置やふらつきを指導するため、腰を足で蹴った。	背中のお あざ	1	1
4	中学校	反抗的な態度をとる生徒を廊下に連れ出そうとした際、生徒が動く気配がなかったため、制服の襟首を後ろから掴んで押し出すように連れ出したが、被害生徒がつかずき、前方に倒れ込みながら反転した状態で後頭部を床で打った。	後頭部皮 下血腫、 頸部擦過 傷	1	1
5	高等学校	当該生徒を含め2名の生徒が、授業中けじめがなく騒がしいことが頻繁で、指導に従わなかったためカッとなり、該当生徒の頭を教科書で叩いた。	傷害なし	1	1
6	高等学校	係の仕事に関してたびたび注意していたが、改善がなかったため、LHRで当該生徒に対して係の仕事に関する注意を行った際、聞き入れる様子に見えなかったため、立腹し着座した生徒の机を一度蹴った後に、右頬を平手で打ったがうまく当たらなかったため、再度平手打ちを行った。	傷害なし	1	1
上記以外の事案		小学校 9名 (9件) 中学校 7名 (7件) 高等学校 2名 (2件) 特別支援学校 0名 (0件) 計 18名 (18件)	18件の態様については、上記6件 (No.1~No.6) と同等程度のもの		
合計 24名(24件)					

教委対応(訓告等)

校長指導

概要

**8 体罰根絶に向けた取組**

平成29年度より「体罰根絶のための重点的な取組について（通知）」に基づいた、以下の具体的な取組を実施。

1 目標管理制度を利用した校長面談の実施

目標管理制度における「自己目標管理シート」に「体罰によらない指導」について目標を設定させ、校長の面談において、その取組状況や成果等を確認する。

2 「体罰の再発防止のための指導力向上研修」の実施

体罰を繰り返さないために、体罰で処分や指導を受けた教員を対象に、アンガーマネジメント研修等の受講の義務付けや校内での計画的なフォローアップを行う「体罰の再発防止のための指導力向上研修」を実施。

# 報 告 事 項 ( 4 )

児童生徒支援課

件 名	「長崎っ子の心を見つめる教育週間」における県教育委員等の 学校訪問について
概 要	<p><b>1. 趣旨</b> 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」の中で、県教育委員が、特色ある取組を実施している学校を訪問し、児童生徒と交流し、教職員を励ますとともに、本県の教育活動等について共通認識をもち、県内各学校の本教育週間に対する意識向上を図る。</p> <p><b>2. 訪問予定校</b> ○諫早市立諫早小学校</p> <p style="margin-left: 20px;">① 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住 所：諫早市仲沖町457-4</li> <li>・学級数：16</li> <li>・児童数：421名</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">② 訪問日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年7月9日（金）</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">③ 選定理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過年度は、高等学校、中学校を訪問しているため、今年度は小学校を訪問する。諫早小学校は、地域のお年寄りとの継続的な交流活動や運動会では地域伝統の踊りである「のんのこ節」を披露するなど、地域と密着した教育活動を展開している。</li> </ul> <p><b>3. 学校訪問当日の流れ（予定）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) あいさつ</li> <li>(2) 授業参観</li> <li>(3) 教育委員会からの所感及びお礼（教育懇談会）</li> </ol> <p><b>4. 参考（過去3年間の教育委員訪問実績）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年6月 4日 県立盲学校</li> <li style="margin-left: 100px;">6月11日 佐世保市：大塔小学校</li> <li>・令和 元年6月10日 長与町：県立北陽台高等学校</li> <li style="margin-left: 100px;">7月 5日 対馬市：厳原中学校</li> <li>・令和 2年                    コロナ禍を鑑みて「訪問なし」</li> </ul> <p>※ H16知事訪問以降（H26から教育委員会訪問）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校…10校 中学校…11校 高校…3校 特支関係…2校</li> </ul> <p>※ 今年度は県PTA連合会、県公立高等学校PTA連合会も同行する。</p>

# 令和3年度「長崎っ子の心を見つめる教育週間」実施要項

長崎県教育委員会

## 1 趣 旨

本県では、平成16年から本教育週間を開始し、これまですべての公立学校で教育活動を公開する教育週間の実施を通して、学校と保護者や地域住民が連携し、「地域の子どもは地域ではぐくむ」という気運を高め、大きな成果を上げてきた。

新型コロナウイルス感染症と共に生きていく社会において、児童生徒を取り巻く生活環境が大きく変容する中、“いのちを輝かせて生きる心豊かな長崎っ子の育成”を目指す本県教育の特色あるこの取組を、改めてこれまでの成果等を生かし、一層推進する。

## 2 期 間

令和3年5月から7月の間で各学校が設定する一定期間

## 3 目 的

- ◎ いのちを輝かせて生きる、心豊かな長崎っ子の育成を図る。
  - 命を大切にする心や思いやりの心の育成
  - あこがれや将来への志の育成
  - あいさつやマナーの向上

## 4 令和3年度重点目標

学校と家庭や地域住民が連携して、児童生徒がいのちを輝かせて生きようとする心情を育むとともに、情報モラル教育教材「SNSノート・ながさき」を活用し、情報モラルについての理解を深める。

## 5 すべての学校で取り組む5項目

- ① 「命に関する講話」等を通して、かけがえのない命を大切にする心情を育む。
- ② 本教育週間の取組について、家庭・地域・関係機関等と連携して企画し、運営にあたる。
- ③ 情報モラル教育教材「SNSノート・ながさき」を活用した情報モラルの学びを通して、相手の立場に立った言動などを大切にする心情を育む。
- ④ 話し合いや学びの場を通して、「いじめ（SNSによる誹謗中傷・新型コロナウイルス感染症における偏見や差別等を含む）はどんな理由があってもいけないことだ」という意識を育む。
- ⑤ 「道徳の授業」、高等学校及び特別支援学校高等部にあつては「道徳教育に関わる教育活動」を全学級で公開する。

※ 上記5項目の他、別紙「その他の本教育週間に係る学校の取組例」も参考にして各学校で取り組む。

## 6 各市町教育委員会の取組

- (1) 域内の小・中学校と連絡調整して、教育週間の期間を設定する。
- (2) 市町一斉の学校公開に対する支援、地域等への学校参観の呼びかけを行う。
- (3) 家庭教育フォーラム、講演会、土日の親子ボランティア活動等を実施する。
- (4) 市町のホームページや回覧板等で、本教育週間の広報・啓発等を行う。

## 7 県教育委員会における取組

- (1) 市町教育委員会及び学校に対して、具体的取組例や実施上の留意事項等を示すなど、充実した活動にするための支援を行う。
- (2) 本教育週間の広報・啓発等を実施し、県民を挙げて子どもの健全育成を推進する。
- (3) 「SNSノート・ながさき」を活用した取組に係るアンケートを実施し、効果検証を行い情報モラル教育の充実を図る。

## 8 留意事項

- (1) 別添「安全対策要領」を参照し、安全対策の徹底を図る。
- (2) 学校・家庭・地域・関係機関が連携し社会総がかりで子どもを育成するためには、地域で育む子ども像である「子どもへのメッセージ」や目指す地域像を、地域全体で共有化する必要がある。そのためには、各学校のホームページに掲載するなど、道徳教育全体計画に係る内容の周知の仕方や本教育週間の企画・運営・広報の仕方等を見直し、より多くの方に足を運んでいただけるよう工夫する。

## 9 報告

- (1) 市町教育委員会
  - ・管下の各学校の「教育週間における取組」については、「教育週間の実施状況」を **8月6日(金)** までに別途依頼する様式で県教育委員会へ報告する。
- (2) 県立学校
  - ・「教育週間における取組」については、「教育週間の実施状況」を **8月6日(金)** までに別途依頼する様式で県教育委員会へ報告する。

※ 今回から、県教育委員会への実施計画の報告は行わないが、「実施状況調査」報告の際に、実施した取組内容を報告する。

なお、学校が設定した一定期間以外の期間に、本週間の趣旨に合致した取組を行った場合にも、同様に実施したこととして上記報告書に記載する。

## 10 その他

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた本教育週間の実施にあたっては、学校・家庭・地域が連携し、感染及びその拡大リスクを可能な限り低減しつつ、令和2年度の取組を参考に、日程調整、授業形式、参加形態等を工夫しながら、地域の実態に応じて、弾力的に取り組む。

### 【参考】その他の本教育週間に係る学校の取組例

- (1) 教科や特別活動など道德の授業以外の学習でも、いのちを輝かせて生きようとする子どもの育成に係る取組を行う。
- ・ 「子どもへのメッセージ（目指す子ども像）」に係る活動
  - ・ 長崎っ子さわやか運動
    - ①さわやかなあいさつ：明るく気持ちのよいあいさつをしよう。
    - ②さわやかな返事：元気な声で返事をしよう。
    - ③さわやかなマナー：学校や社会のルールを守り、人の役に立つ行いをしよう。
    - ④さわやかな服装：長崎っ子らしい品位を持ち、さわやかな服装を心がけよう。
  - ・ 高校生さわやか運動
    - ①さわやかなあいさつ：明るくさわやかにあいさつをしよう。
    - ②さわやかな服装：高校生らしい品位をもち、さわやかに制服を着よう。
    - ③さわやかなマナー：校則や社会のルールを守り、他人の迷惑になる行為はやめよう。
  - ・ 他校種と連携した合同授業や他校種の教師を招いての授業
  - ・ 地域の学校との合同マナーアップキャンペーン
  - ・ 薬物乱用防止教育
  - ・ サイバーセキュリティボランティアの活用
- (2) ゲストティーチャーを積極的に活用したり、地域の行事等に教職員や児童生徒、保護者がともに参加したりする取組を推進する。
- ・ 外部講師を招聘した「命」に関する講話
  - ・ 豊かな人生経験を有する人材を活用した道德の授業
  - ・ 地域や外部人材による、子どもの心に響く優れた本の読み聞かせ
  - ・ キャリア教育の一環としての職業講話など、将来への「夢・憧れ・志」を育てる取組
  - ・ 地域の行事（ボランティア活動やスポーツ大会、共に語る会等）に参加し、教職員と児童生徒や保護者、地域住民が共に汗を流したり、憧れや将来への志について語り合ったりする活動
  - ・ P T Aや学校運営協議会、学校支援会議等と連携したあいさつ運動や地域クリーンアップ活動
- (3) 保護者に対しても情報モラルについて啓発する。
- ・ 「SNSノート・ながさき（保護者用）」の活用を通して、学校と保護者が情報モラルについて共通理解する場の設定
  - ・ 携帯電話等やゲームの過度の利用による健康被害の懸念やSNS等の利用に関する危険性についての指導や保護者への啓発活動
  - ・ メディア安全指導員や民間企業と連携した活動
- (4) いじめ問題の改善に向けた取組を行う。
- ・ 面談等を活用した保護者との情報共有
  - ・ 家庭や地域と連携した規範意識の向上を図る活動
- (5) 本教育週間以外でも、定期的に学校の教育活動を公開する。
- ・ 保護者や地域住民に対する授業や学校行事等の公開

※ 新型コロナウイルス感染症の感染及びその拡大リスクの低減に伴う安全確保につきましては、学校・地域の実態に応じてガイドライン等に沿った対応をお願いします。

## 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」における安全対策要領

### 1 組織の充実

#### (1) 安全管理体制の再確認

学校支援会議等の中で安全管理組織(役割分担、連絡体制等)を設立し、教職員及び関係者一人一人の危機意識を高め、全教職員で共通理解を図る。

#### (2) 地域との連携強化

P T A、警察等の関係機関・団体、自治会、青少年育成ココロねっこ指導員等地域の団体や個人の協力を得る(関係者及び地域住民に、本事業の趣旨(安全面)を含めアピールし、各校長から協力依頼をする)。

### 2 事前の対策

#### (1) 校地内外のパトロール体制など一週間、一日の具体的な安全計画を立てる。

#### (2) 不審者侵入を想定した対応訓練等を実施し、状況に応じて適宜変更できるよう避難経路や避難場所、誘導方法など複数確認しておく。

#### (3) 施設・設備の点検

- 遊具等の安全を再点検し、必要に応じて立ち入り禁止の表示を行うとともに、視界を遮る立木や障害物等を撤去し見通しをよくするなどの環境整備を図る。
- 廊下や教室を整理整頓し、校舎案内図等と併せて消火器や非常口、A E Dの保管場所等の安全設備を掲示案内する。

#### (4) 参加者名簿等を作成しておく。

#### (5) 情報の共有化を図る。

- P T Aや自治会、警察等の関係機関等と連絡を密にし、不審者の情報や事件、事故の発生状況等を周知し、協力を求める。

### 3 期間中の対策

#### (1) 受付での対策

- 出入り口を限定し、氏名や住所等記入してもらう来校者名簿を活用する等、来校者の把握を確実にを行うとともに、I Dカードや名札をつけてもらう等受付をしたかどうかの確認ができるようにする。
- 不自然な荷物や不審な物(凶器となり得る物等)を持っていないかの確認を行う。
- 不自然な行動や暴力的な態度が見られないかの確認を行う。

#### (2) 校内での対策

- 教職員による校内パトロールを強化する。
  - ・ 緊急時に備え、ホイッスル等を身に付けてパトロールする。
  - ・ チェックリスト等を活用し、パトロールの結果を記録する。
- 保護者や地域の関係者の協力を得て校内パトロールを実施する。
- 来校者を見かけたら、積極的にあいさつしたり、声を掛けたりするように努める。



#### 4 不審者への対応

- (1) 学校安全計画及び安全管理マニュアルに基づき、迅速かつ的確に対応する。
- 他の職員等への連絡や協力を求める。
  - 言葉や相手の態度に注意しながら、不審者との間合いを取り、丁寧に退去を求める。
    - ・ 隔離・通報する。
    - ・ 別室に案内し、隔離する。
    - ・ 警察へ通報する。
    - ・ 校内放送等で関係者に周知する（不審者に気付かれず、児童生徒がパニックにならないように工夫する）。
  - 退去しても再度侵入したり、学校周辺に居続けたりする可能性があるので、監視を継続するとともに、状況に応じて教職員や関係者の引率による集団下校等実施する。
  - 教育委員会等に連絡する（状況についてできるだけ詳しく記録する）。
- (2) 緊急時(危害を及ぼすおそれのある場合)の対応
- 大声を出したり、非常ベルや火災報知器等を鳴らしたりすることにより、事件の発生を周囲に知らせるとともに、他の教職員の応援(110番通報)を求める。
  - 身近な物で不審者との距離をとり、移動を阻止するなど暴力の抑止と被害の防止を図る。
  - 校内放送等により速やかに児童生徒を安全な場所に避難させる(児童生徒の掌握を徹底し、安全を確保する)。
  - 教育委員会等に連絡する(状況についてできるだけ時間経過等詳しく記録する)。

#### 5 県教育委員会の協力依頼対応

県教育委員会は、下記関係機関や団体等に文書等により協力を依頼(令和3年4月依頼予定)する。併せて、校区内の関係機関や団体等の関係者には、各校長から本事業の趣旨(安全面)を含め周知し、協力を依頼する。

- 県警察本部
- 県少年補導員連絡協議会
- 県PTA連合会
- 県公立高等学校PTA連合会
- 市町健全育成連絡協議会
- 青少年育成ココロねっこ指導員
- 市少年センター補導員
- 県青少年育成県民会議
- 県保護司会連合会
- 県社会福祉協議会
- 県商工会連合会

<p>件 名</p>	<p>県立長崎図書館による大学との連携事業の実施について</p>
<p>概 要</p>	<p><b>1. 令和3年度から新たに実施する事業</b></p> <p>長崎大学情報データ科学部の「実社会課題解決プロジェクト」(※)において、連携機関のひとつとなり、学生の課題解決の取組に協力する。県立長崎図書館から情報提供を行って学生の課題設定を支援するとともに、課題設定がなされた後は、県立長崎図書館職員による学生との懇談、ミライ on 図書館でのフィールドワーク実施の支援、情報提供などを随時行い、学生による取組に協力する。</p> <p>※企業や官公庁の協力を得て、学生が実際の社会における課題を発見し、解決してゆくことを内容としている。令和2年度から設けられた科目で、令和3年度は情報データ科学部の1年生及び2年生の必修科目として開講される。</p> <p><b>2. 前年度から継続する事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○図書館所蔵資料の相互貸借(随時)</li> <li>○放送大学長崎学習センターと連携した講座の実施</li> <li>○県内図書館職員向け研修の共同実施</li> <li>○大学における情報リテラシー教育と連携した利用ガイダンスの実施</li> </ul>



